

毎週火、金曜日発行（但休日）ときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 水利使用料徴収規則の一部改正
鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇訓令 鳥取県職員住宅管理規程の一部改正
- ◇告示 土地の立ち入り測量等
失業保険の適用除外
健康保険等に基づく現物給与の標準価格
肝てつ検査等の実施
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催

規則

水利使用料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

水利使用料徴収規則の一部を改正する規則

水利使用料徴収規則（昭和二十二年十一月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「二百五十六円」を「三百五十七円」に、同条第二号中「百二十八円」を「百七十八円五十銭」に改める。

第七条第二号中「（但し売電事業を行う農業協同組合を除く）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年四月一日から適用する。

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第二十一号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条 農業改良課に第八号として次の一号を加え、「第八号」を「第九号」とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第十四号中「農業試験場、」の下に「果樹試験場」を加える。

八 農業改良資金に關すること

第二十一条第一項中「鳥取県農業試験場」の次に「鳥取県立果樹試験場」を加える。

第三十三条の次に次の一条を加え、第三十四条を第三十五条とし、第三十五条を削る。

（鳥取県立果樹試験場）

第三十四条 鳥取県立果樹試験場は、合理的な農業経営の發達に資するため、果樹園芸に關し、次の調査試験研究等の業務を行う機關である。

一 果樹の品種改良及び栽培に關すること

二 果樹に關する土壌肥料に關すること
三 果樹の病害虫に關すること

四 果樹に關する機械器具に關すること
五 果実の加工利用に關すること

六 果樹に關する物件の分析、鑑定及び種苗の育成配付に關すること

七 その他果樹園芸の振興に關すること

2 鳥取県立果樹試験場の位置は、東伯郡赤碕町である。

3 鳥取県立果樹試験場に庶務係、栽培部、園芸化学部及び病虫部を置く。

第五十七条の表中地方課を次のように改める。

地方課	鳥取県新市町村建設促進審議会	鳥取県新市町村建設促進審議会設置条例第一条により、知事の諮問に応じて、新市町村建設計
総務課	鳥取県私立学校審議会	私立学校法第九条の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらに關する審議並びにこれらに關するの審議事項に關するの知事に対する建議に關する事務

第五十七条の表中

面の調整その他その実施の促進及び未合併町村の町村合併の推進に關し必要な調査及び審議に關する事務

管理課

鳥取県建設工事紛争審議会
鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会

道路課

鳥取県都市計画地方審議会
鳥取県広告物審議会

管理課

鳥取県建設工事紛争審議会

道路課

鳥取都市計画事業鳥取火災復興土地区劃整理審議会
鳥取都市計画地方審議会
鳥取県広告物審議会

に改める。

第八十七条の八中「八頭西部」 「用瀬町」を「八頭西部」 「河原町」に改める。

附 則

この規則は 昭和三十二年五月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第六号

本 庁 内 部 々 局
甲 類 附 属 機 関
地 方 機 関

鳥取県職員住宅管理規程（昭和二十八年九月鳥取県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十二年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

別表中「」 独身寮、鳥取市 下横町二〇〇円を「」 独身寮、鳥取市 下横町五〇〇円」に改める。

附 則

この訓令は、昭和三十二年四月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第二百六号

土地收用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定により次の区域の土地に立ち入り、測量及び物件の調査をする旨中国四国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 起業者 建設大臣
- 一 事業の種類 一級国道九号線改築工事
- 一 立ち入ろうとする土地の区域
 - 八頭郡家町大字郡家、西御門
 - 気高郡青谷町大字井手、長和瀬
 - 八頭郡若桜町大字小船、大野中原
- 一 立ち入ろうとする期間
 - 昭和三十三年五月一日から昭和三十三年十月三十一日まで

鳥取県告示第二百七号

失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第七条の規定に係る次の市町村の雇用する者を失業保険の被保険者としないうことについて承認した。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 市町村名 適用年月日
- 岩美郡国府町 昭和三十三年一月一日
- 西伯郡伯仙町

鳥取県告示第二百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二条及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十五条並びに日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）第四条の規定に基く報酬の全部又は一部が金銭以外のものである場合の標準価格を次のとおり定め、昭和三十三年四月一日から適用し昭和三十年五月鳥取県告示第二百六十五号（健康保険法等に基く現物給与の標準価

格の改定については廃止する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 食事の給与 一人一ヶ月につき 二千四百円
 - 朝食 一食につき 二十円
 - 昼食 " " 二十五円
 - 夕食 " " 三十五円
- 一 住宅の提供 昼一昼一人一ヶ月につき 五十円
- 一 被服の給与 一人一ヶ月につき 二百五十円

鳥取県告示第二百九号

次のように肝てつ検査及び駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して検査及び駆除をうけることを命ずる。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 牛 たゞし生御三箇月、分娩前後一箇月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び駆除の方法
 - 肝てつ検査 皮内注射反応法、虫卵検査法
 - 肝てつ駆除 へキサクロロエタン製剤投与

別表

実施期日	実施区域	実施場所
五月八日	気高郡青谷町旧勝部、中郷地区	同上
" 九日	" 鹿野町旧小鷲河	"
" 十日	" 気高町旧逢坂	"
" 十一日	" 鹿野町旧勝谷	"
" 十三日	" 気高町旧宝木	"

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

- 一 日時 昭和三十三年五月六日 午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会 会議室
- 一 議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について
2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第九条第六項及び同法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）第五十九条の規定により次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 関係者住所氏名

鳥取市富安二五三 吉沢敏夫

昭和七年十二月十三日生

鳥取市立川町二丁目 田村 弘

昭和八年十一月十日生

二 聴聞の期日 昭和三十三年五月七日 午後一時から

三 聴聞の場所 鳥取市西町 合同庁舎会議室

発行

鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取
鳥取県鳥取市東町取

発行日 火、金

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可